

セゾンカード規約

第1章（カードの発行）

第1条（カードの発行）

- （1）本規約を承認し、セゾンカード（以下「カード」という）利用の申込みをされ、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が、カード利用を認めた方（以下「本会員」という）にカードを発行します。
- （2）本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がご利用を認めた方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとしします。
- （3）家族カードを発行するカードは当社が指定します。
- （4）会員はセゾンサークル会員とします。

第2条（カードの貸与）

- （1）カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4桁）又はカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードの所有権は当社にあり、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとしします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとしします。
- （2）カード及びカード情報の利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担としします。
- （3）会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただきます。
- （4）会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

第3条（有効期限）

- （1）カードの有効期限は、当社が定めます。
- （2）（1）の有効期限までに特に本会員からのお申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方にカードを更新いたします。

第4条（暗証番号）

- （1）暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。
- （2）会員が、本会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担としします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限

りではありません。

(3) 本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

第2章（カードによる商品購入等）

第5条（カードのご利用）

(1) 当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。但し、取り消しについては、(1)を適用いたします。

(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。

(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。

(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。但し、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。

(6) カードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードのご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第6条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払い）

(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引（以下「サービス契約」という）にかかわる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること及び当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認の上、第7条（弁済金等の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。

(2) カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申し出、承諾を得ていただきます。

(3) カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。

(4) 会員又はカード解約された元会員（以下「会員等」という）が前項の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったとき

にも、会員等にはそのご利用代金を第7条(1)によりお支払いいただきます。

(5) カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きいただきます。

(6) 会員には、各サービス契約申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

第7条(弁済金等の支払方法等)

(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。

①お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。

②支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)にお支払いいただきます。

③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

(2) 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。但し、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。

①リボルビング払い－利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択のうえ1万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。但し、初回手数料は、利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。

②1回払い(支払回数・1回)－商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。

③ボーナス一括払い(支払回数・1回)－商品購入代金締切後、最初のボーナス月(1月又は8月)のお支払日に一括してお支払いいただく方法です。

④2回払い(支払回数・2回)－商品購入代金締切後、最初及びその次のお支払日の2回で均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合には2回目にお支払いいただきます。

⑤ボーナス2回払い(支払回数・2回)－商品購入代金締切後、最初及びその次のボーナス月(1月及び8月又は、8月及び1月)のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合及び分割払手数料は2回目にお支払いいただきます。支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「ボーナス2回払いのお支払いについて」に記載のとおりです。

⑥支払方法の変更－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分及び2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(但

し、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

また2回払い分は、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

⑦支払方法の自動変更サービス-当社の定める方法でお申し出いただくことにより、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

(3) (2) ①の弁済金、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑤によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。

(4) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。

(5) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。

第8条(遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額(第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。但し、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとします。

(2) 第20条(期限の利益喪失)に該当した場合は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金をいただきます。

(3) 遅延損害金の料率の変更については第7条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用いたします。

第9条(商品の所有権)

購入された商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。

第10条(見本、カタログ等と現物の相違)

見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

第11条(支払停止の抗弁)

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払いを停止することができます。

①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。

- ②商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に何らかの欠陥がある場合。
 - ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。
- (2) 当社は、本会員から(1)の支払いの停止のお申し出があったときは、直ちに当社の定める手続きをいたします。
- (3) (2)のお申し出のときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。
- (4) (2)のお申し出のときは、上記内容がわかるものを書面で(資料がある場合には資料を添付して下さい)当社に提出していただきます。また、お申し出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。
- (5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできません。
- ①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - ②会員の指定した支払方法が1回払いのとき。
 - ③リボルビング払いで利用した1回の商品購入に係る現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。
 - ④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ⑤本会員によるお支払い停止のお申し出内容が信義に反すると認められるとき。

第3章 (キャッシングサービス)

第12条 (キャッシングサービス)

- (1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員が申込み当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。
- ①当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。
 - ②当社所定の手続きにより第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。
 - ③その他当社が定める方法。
- (2) 1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。但し(1)②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第5条(カードのご利用)(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条(6)を適用いたします。
- (3) 当社は、会員のキャッシングサービスの利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

第13条 (融資金の支払方法等)

- (1) キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)及び利息(融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日」という)に締切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第7条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。
- (2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。
- ①リボルビング方式 – 本会員が予め選択した以下の標準コース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。

- 標準コース－毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ（1万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
- 長期コース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ（4千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額します。
- ②一括払い－お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です（①の毎月の支払金額と②による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という）。
- ③支払方法の変更－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく金額は、①の融資金リボ残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。
- ④支払方法の自動変更サービス－当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。
- (3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。
- (4) 返済金の支払方法については第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①、③を、返済金の請求通知等については第7条(3)を、返済金の増額については第7条(4)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。
- (5) (3)又は(4)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法によるものを含む）をキャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。
- (7) (6)の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

第14条（遅延損害金）

- (1) 返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（但し、年20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 第20条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（但し、年20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (3) 遅延損害金の利率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）(5)を適用いたします。

第4章（共通事項）

第15条（支払額の充当方法）

（1）本会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

（2）（1）の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第16条（カードの紛失、盗難等）

（1）カードを紛失したり、盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、会員には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。

（2）（1）の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。但し、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。

①会員が第2条（カードの貸与）に違反したことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反した場合。

③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

④会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。

⑤第4条（暗証番号）（2）にあたる場合。但し、第4条（2）但し書きに該当する場合を除きます。

⑥カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑦（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（1）の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第17条（カードの再発行）

紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

第18条（お届け事項の変更等）

（1）本会員には、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的等を含みます。）等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。

（2）当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により（1）の変更手続きをとれなかった場合を除きます。

（3）当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書

類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第19条（本規約の変更等）

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ（<http://www.saisoncard.co.jp/>）での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。

第20条（期限の利益喪失）

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

- ①弁済金又は分割支払金のお支払いが遅れ、当社から20日以上相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかったとき。
- ②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等のお支払いが1回でも遅れたとき。
- ③お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。
- ④①以外のお支払いが1回でも遅れたとき。但し、返済金については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- ⑤自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ⑥差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ⑦本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

- ①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
- ②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。
- ③会員が、第22条（その他承諾事項）(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第21条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第22条（その他承諾事項）

(1) その他以下の事項を予め承認いただきます。

- ①第7条（弁済金等の支払方法等）(2)①の手数料、第13条（融資金の支払方法等）(3)の融資金の利息並びに第8条（遅延損害金）及び第14条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。
- ②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）をご負担いただくこと。

- ③本会員のご都合により第7条（弁済金等の支払方法等）、第13条（融資金の支払方法等）以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。
- ④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。
- ⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。
- ⑥当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- ⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。
- ⑧当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。
- ⑨当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯、勤務先その他の連絡先に電話確認を取ることがあること。
- ⑩本会員のカードについて第7条（1）①の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。
- ⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。
- ⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- ⑬カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。
- ⑭当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。
- (2) 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第23条（会員資格の喪失等）

(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第7条（弁済金等の支払い方法等）(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき。

②第20条（期限の利益喪失）(1)又は(2)各号のいずれかに該当したとき。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないうち。

④個人情報情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

⑤第18条（お届け事項の変更等）(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。

⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

⑨本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

(2) (1)の処置は、店舗、CD・ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行います。

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。

(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。

(5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。

(6) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。

第24条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレ

ートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを採用します。

②商品購入代金及び融資金の支払方法は1回払いといたします。

③本規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

④当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止又は停止することができます。

⑤商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

第5章 ゴールドカードセゾンの特則

第25条（適用）

ゴールドカードセゾン（以下本章において「本カード」という）については、第24条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

第26条（カードの発行）

第24条までの規約と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。

第27条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第28条（弁済金等の支払方法等）

（1）第7条（弁済金等の支払方法等）（2）の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。又、次の事項を追加します。

⑧分割払い－商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

（例）現金価格 50,000 円、10 回払いの時

- 分割払手数料 $50,000 \text{ 円} \times (5.0 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 2,500 \text{ 円}$
- 支払総額 $50,000 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} = 52,500 \text{ 円}$
- 各支払日の分割支払金 $52,500 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,250 \text{ 円}$

支払回数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率(%)	90	96	100	103	105	106	107	108	109	109	110	110	111	111	111	111	111
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	111	111	111
	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180

(2) 第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3) 分割払いについては、第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。

第29条(遅延損害金)

前条の分割支払金のお支払いが遅れた場合及び第20条(期限の利益喪失)(1)又は(2)のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、第8条(遅延損害金)を適用します。

第30条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第31条(融資金の支払方法等)

第13条(融資金の支払方法等)(2)①は次のとおりとします。

①リボルビング方式

- 3万円コース—本会員が3万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング払いの融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
 - 5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
 - 10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

第32条（会員資格の喪失等）

第23条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

- (1) ⑩年会費のお支払いがないとき。

第6章 セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則

第33条（適用）

セゾンアメリカン・エクスプレス・カード（以下本章において「本カード」という）については、第24条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

第34条（カードの発行）

第24条までの規約と本特則（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。

第35条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第36条（キャッシングサービス）

キャッシングサービスについては、第12条（キャッシングサービス）の規定に以下の事項を追加します。

- (4) 会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続きに従い、第12条（2）に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。但し、この場合使用目的が限定される場合があります。

(5) (1)から(4)のほか、当社及びアメリカン・エキスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。

第37条(会員資格の喪失等)

第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。

(1) ⑩年会費のお支払いがないとき。

第38条(外国通貨建て取引の円換算方法)

第24条(日本国外でのカード利用)④は以下のとおりとします。

④商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エキスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用します。

第39条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エキスプレス・カード)

平成22年5月31日までに発行されたセゾンカードインターナショナル・アメリカン・エキスプレス・カード及び、当社が第三者と提携して発行する本カードは、第35条(年会費)及び第37条(会員資格の喪失等)で追加した第23条(1)⑩の規定を除くその他の規定が適用されます。

第40条(セゾンゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード)

- セゾンゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カードについては、第13条(融資金の支払方法等)(2)④は次のとおりとします。
 - ④リボルビング方式
 - 3万円コース一本会員が3万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
 - 5万円コース一本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
 - 10万円コース一本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第7条(2)④参照)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1~100,000円	10,000円	1~60,000円	3,000円
100,001~は、 50,000円増すごとに	5,000円 ずつ加算	60,001~200,000円は、 20,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		200,001~400,000円は、 25,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		400,001~500,000円は、 50,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		500,001~は、 50,000円増すごとに	2,000円 ずつ加算

注1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注2. 新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額となります。

■ボーナス2回払いのお支払いについて（第7条(2)⑤参照）

（例）現金価格 50,000円（税込）のとき

●分割払手数料 50,000円×(3.0円/100円)=1,500円

●支払総額 50,000円+1,500円=51,500円

●各お支払日の分割支払金 1回目 25,000円、2回目 26,500円

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間(ヶ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12
実質年率(%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79

現金価格 100 円当たりの手数料の額 (円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※利用月は、当月 11 日から翌月 10 日とします。但し、ご利用になった店舗又は事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合があります。

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※実質年率は、小数点第 3 位を切り上げて表示しています。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表

融資金リボ残高	セゾンカード (第 13 条 (2) ①参照)		ゴールドカードセゾン、セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード (第 31 条・第 40 条参照)		
	長期コース	標準コース	3 万円コース	5 万円コース	10 万円コース
1~100,000 円まで	4,000 円	10,000 円	融資金リボ残高 600,000 円までは 30,000 円	融資金リボ残高 1,000,000 円までは 50,000 円	融資金リボ残高 2,000,000 円までは 100,000 円
100,001 円~ 150,000 円まで	6,000 円				
150,001 円~ 200,000 円まで	8,000 円				
200,001 円~ 250,000 円まで	10,000 円	15,000 円			
250,001 円~ 300,000 円まで	12,000 円				
300,001 円~ 350,000 円まで	14,000 円	20,000 円			
350,001 円~ 400,000 円まで	16,000 円				

400,001 円～ 450,000 円まで	18,000 円	25,000 円			
450,001 円～ 500,000 円まで	20,000 円				
500,001 円～ 550,000 円まで	22,000 円	30,000 円			
550,001 円～ 600,000 円まで	24,000 円				
	以降 50,000 円増 すごとに 2,000 円 ずつ加算	以降 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加 算	以降 100,000 円増 すごとに 5,000 円ず つ加算	以降 100,000 円増 すごとに 5,000 円 ずつ加算	以降 100,000 円増す ごに 5,000 円ずつ 加算

※利息は毎月のお支払い額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に 1,000 円単位毎で加算した金額がお支払い額となります。但し、加算される金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々のお支払い額が算出表の該当お支払い額に満たない場合には、全額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例

※ ご利用可能枠 20 万円・長期コース（実質年率 14.52%）でご利用の場合

ご購入 （現金価 格）	4/11 スーツ 60,000 円（税込）		6/11 ブラウス 20,000 円（税込）
お買物可 能額	140,000 円	142,499 円	124,814 円
お支払残 高	60,000 円	57,501 円	20,000 円
			55,186 円
お支払額 （弁済 金）	3,000 円	3,000 円	4000 円
手 数	60,000 円×	57,501 円×	55,186 円×

料	14.52% ÷365日×21日= 501円	14.52% ÷365日×10日 +57,501円× 14.52% ÷365日×20日= 685円	14.52% ÷365日×10日 +(55,186円 +20,000円)× 14.52% ÷365日×21日 =847円
商品 代金 充当 分	3,000円-501円 =2,499円	3,000円-685円 =2,315円	4,000円-847円 =3,153円
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

2017年11月現在

ICカード特約

第1条（適用）

本特約は、カードが、ICチップを組み込んだカード（以下「ICカード」という）である場合のICカードの利用方法について定めたもので、セゾンカード規約及びセゾンカード規約とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条（暗証番号）

本会員は、当社所定の方法によりセゾンカード規約第4条（暗証番号）（1）の暗証番号の変更登録を申し出ることができます。この場合、本会員はICカードを当社所定の方法により返却し、当社が認めた場合、ICカードの再発行を受けること又はその他当社所定の方法により変更後の暗証番号を利用できるものとします。

第3条（ICカードの管理）

ICカードの管理については、セゾンカード規約第2条（カードの貸与）に以下の項目を追加いたします。

（5）会員はICカードの破壊、分解等又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。

第4条（期限の利益喪失）

セゾンカード規約第20条（期限の利益喪失）（1）に以下の項目を追加いたします。

⑧ICカードの破壊、分解等を行い、又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

第5条（特約の変更）

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、会員がICカードをご利用した場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

（問い合わせ先）

- （1）商品購入についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用になった店舗にご連絡ください。
- （2）立替払い（お支払い）、支払停止の抗弁に関する書面（セゾンカード規約第11条（4））、及びキャッシングサービスについてのお問い合わせ、ご相談は下記におたずねください。

株式会社クレディセゾン 〒170-6073 東京都豊島区東池袋 3- 1- 1

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第11号

貸金業者登録番号 関東財務局長（12）第00085号

セゾンカードインフォメーションセンター

0570-064-133

※国際電話、IP電話をご利用の場合は、東京 03-5996-1111、大阪 06-7709-8000 におかけください。

セゾンゴールドインフォメーションセンター

0120-300-989 03-3565-7030

セゾンアメリカン・エキスプレス・カードデスク

0120-399-930 03-5996-1123

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL：0570-051-051

●本規約に同意されない場合又はお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカードを切断し、解約される旨を明記の上当社あてご返送ください。

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- ⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）

（2）当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

なお、与信後の管理業務の一部についての委託先企業は以下のとおりです。

ジェーピーエヌ債権回収㈱

第2条（第1条以外での個人情報の利用）

（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセー

ジその他インターネット上の連絡等による営業案内

③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びに
その他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<http://www.saisoncard.co.jp>）に常時掲載しております。

（２）会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

（１）会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という）に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

（２）会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、（３）に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

（３）加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル15階

TEL 0570-666-414

ホームページ <http://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間

①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(株)日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

携帯電話 0570-055-955

ホームページ <http://www.jicc.co.jp>

登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
 - ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間
 - ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
 - ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
- (4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 携帯電話 0120-540-558

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

- ①当社に開示を求める場合には、第6条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
- ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第6条（問い合わせ窓口）

当社の保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、第2条(2)①②の営業目

的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いいたします。

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22

インフォメーションセンター

TEL 03-5996-1111

第7条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用）

（1）各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引（新たなお申込みを含む）に関して、当社が与信目的とする利用

②第3条（2）に基づく加盟個人情報機関への登録

（2）各取引が終了した場合であっても、第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

（3）第1項②は、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第8条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第9条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

第10条（提携クレジットカードの特則）

会員は、各取引が、当社が第三者（以下「提携先」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第1条（1）の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しております。

提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項

第1条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が申込書表記の企業（以下「提携企業」という）が株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）の申込みを行う場合に適用します。

第2条（同意）

会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

[収集・保有・利用する個人情報]

提携カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が提携企業に届出た事項

提携企業における提携カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス

提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、市場調査、商品開発

※ 提携企業の具体的な事業内容は提携企業ホームページ又はセゾンホームページ（<http://www.saisoncard.co.jp>）等に常時掲載しております。

第3条（提携企業との同意事項の適用）

提携企業と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携企業との同意事項が適用されます。

以上